

各私立幼稚園（私学助成により補助を受ける幼稚園）設置者 様

大阪府教育庁私学課長

令和3年度教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育支援体制事業）の
交付申請書等の提出について（通知）

標記について、下記のとおり事業計画書をご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 提出資料

(1) 交付申請書（様式1）

※PDFファイルで提出してください。スキャンしたものでなく、Wordファイルの「名前を付けて保存」からファイルの種類をPDFとして保存したものを提出してください。

(2) 総括表

(3) 交付申請額（上限額）の算定方法について

(4) 賃金改善に係る計画書（令和3年度）

(5) 「チェックリスト」（令和3年度）【申請】

(6) 基準月（令和4年1月）の給与明細

※(2)～(4)は事業計画書のExcelファイルに全てのシートが含まれています。Excelファイルを提出して

※PDFファイルで提出してください。必ず、上記の(4)に記載された教職員の全員が含まれるものを提出してください。

2. 提出方法

下記のインターネット申請画面より上記提出資料のデータを提出してください。

【インターネット申請】[提出用画面はこちらから](#)（←Ctrlキーを押しながらクリック）

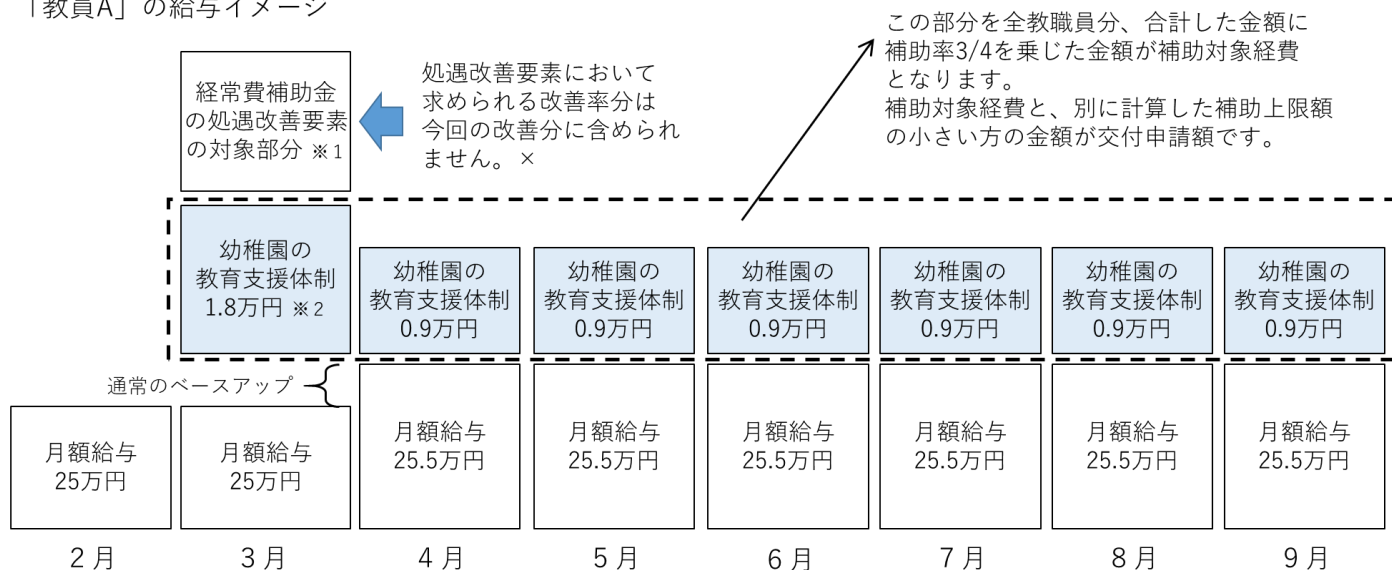
3. 提出期限

令和4年2月15日（火）

4. 補助事業の概要

- ・補助事業の実施期間：令和4年2月～9月（10月以降は経常費補助金により措置）
- ・補助率：3/4（法人負担1/4）
- ・「[交付申請額（上限額）の算定]により計算した上限額」と、[補助対象経費]とを比較し、小さい方の金額が補助金交付申請額となります。全ての教職員に対して一律、月額9,000円または3%の処遇改善を行う必要はありません。ただし、既存の経常費補助金の処遇改善要素による補助を受けている場合、処遇改善要素において求められている改善率分は、本補助における賃金改善見込額に含めることはできません。（次ページの図は概念図です。詳細は事業計画書の様式やFAQを確認してください。）

「教員A」の給与イメージ



※1：上記の図では分かりやすくするために、処遇改善要素の対象となる改善分を3月にまとめて支給したケースを例示しています。

※2：上記の図では分かりやすくするために、「幼稚園の教育支援体制」による処遇改善分のうち、2月分と3月分を3月にまとめて支給したケースを例示しています。

5. 注意事項

- ・本事業は私学助成により補助を受ける幼稚園が対象です。
- ・申請にあたっては、以下の資料の内容を十分にご確認ください。
 - 大阪府ホームページ「幼稚園への通知・照会」の109番「令和3年度教育支援体制整備事業交付金（幼稚園への教育体制支援事業）について」に掲載された資料
 - 記載例
 - FAQ
- ・今回、交付申請書を提出するのは、令和4年2月から処遇改善を行う園です。令和4年3月以降に処遇改善を行う園については、後日、改めて交付申請書の提出を求めます。

※令和4年2月の処遇改善分を令和4年3月に教職員にまとめて支払う場合は、今回、交付申請書を提出する必要があります。
- ・令和4年10月以降は経常費補助金により措置する予定です。補助率が1/2（法人負担1/2）になります。10月以降も2月以降と同じ賃金改善を維持していただく必要がありますので、ご注意ください。
- ・多数の園より質問いただくことが予想されますので、お問合せはメールにて下記のアドレス宛に送付いただくよう、ご協力をお願いします。

大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ

電話：06-6210-9273

メール：shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp